

「審判事件の中止事由に関する規準」の解説

投稿：2023-06-13 09:24 出所：国家知識産権局

過日公布された「商標審判事件の審査・審理業務に関する制度」に、審判の実際の業務に鑑み「審判事件の中止事由に関する規準」が新たに盛り込まれた。商標の審判を担う審査官の補助、審判事件当事者の理解の促進、制度の活用の普及が狙いである。本規準について、以下に解説する。

一、制定の基本的理念及び考慮要因

1、社会の関心に積極的に応える。正当な権利者に利するとの観点から、商標権の付与・商標権の確定に係る各行政手続、行政手続と司法手続の間における連携の欠如の問題、さらには、情勢の変化、手続における無駄の繰り返し、事件の審判の途中で別の事件に発展するなどといった審判の遂行に関する長期的な課題を解決する。そして、正当な権利者が、商標の権利化を阻んでいる引用商標を排除した後に、さらに別の人間によって先に商標出願がなされることを回避するために繰り返し出願することや、一連の法的な手続が何度も実施されることによる負担を軽減する。また、正当な権利者が商標の専用権を取得するために費やしている、本来は不要な制度的コストを低減する。審理の期限を設けることで、正当な権利者に対し、しかるべきタイミングで商標権を付与する・商標権を確定するとの商標法の立法の趣旨に立ち返る。

2、司法手続の「訴源治理（訴訟の根本にある問題そのものを解決することで、訴訟件数を減らすこと）」業務との連携。拒絶査定不服審判事件の当事者が、拒絶査定を不服として行政訴訟を提起した場合、北京知識産権法院は、引用商標の権利状態が未確定の事件に対して、訴訟開始前の調停の措置を採ることになっている。しかしながら、昨今の統計によると、異議の申立て、無効審判に係る審理の期間は、一般に拒絶査定不服審判のそれより一か月から六か月間長く、不使用取消審判に係る期間は一般に拒絶査定不服審判の周期とほぼ同じとなっている。このような期間の違いは、訴訟開始前の調停期間内において、拒絶査定不服審判に係る引用商標の権利状態が変化した可能性が高いことを意味している。したがって、拒絶査定不服審判の審判を適宜中止することで、これに関わる当事者の数、行政、司法各方面の資源を節約することが非常に重要となっている。

3、法律及び規定に準拠。規準の制定に係る依拠には、現行の「商標法」第三十五条第四款、第四十五条第三款の異議決定不服審判及び無効審判手続の中止に関する規定のみならず、現行の「商標法实施条例」第十一条の「審理の期限に算入しない事由」に関する規定も含まれている。また、民事訴訟における審理の中止の事由、及びこれに関連する法律の規

定や、「商標法」の拒絶査定不服審判の的中止の明確化に関する改正についての意見、さらに「商標法実施条例」第十一条の改正についての意見を参考にしている。

4、実行の可能性を確保。本規準の施行後は、審判が中止となる事件の割合が大幅に高まることが予想される。このような変化に対応するために、審判事件の請求のオンライン化を80%以上にまで全面的に引き上げることで、包袋の保管スペースを確保した。また、当事者の意向を十分に尊重するため、拒絶査定不服審判事件の審判を中止するか否かは、事件の請求人が中止の請求を行うことを必須の条件とし（引用商標が悪意の出願であると疑われている場合に、審査官が自主的に中止する場合を除く）、審査の再開についても、原則的には請求人が引用商標の権利状態が確定していることを証明するための証拠資料を提出することを必須の条件としている。ここでの「中止の請求」では、単独での請求を基準とするものではない。引用商標に係る事件の審理の結果待ちが、拒絶査定不服審判に関する請求の理由の主たる内容の1つとなっているため、引用商標に係る事件の審理の結果や、審判が中止となった事件について審理を再開できるか否かについても、請求人は大きな関心を寄せている。

5、基準の統一。従前は中止「することができる」と表現されていたため、実際の審理においてその表現が定まっていなかった。本規準では、統一が可能な中止の事由を、すべて中止「すべき」との表現に修正することで、審判時における自由裁量の余地を狭めた。

二、規準の具体的な内容

1、中止の原則。中止は、「必須の場合」を原則とする。事件の審理において、それに関する他人の商標権・先使用権の特定等の事由が、審理の結果に実質的な影響を及ぼす場合でなければ、審理は中止しない。その他の審判の請求の理由、又はその他権利状態が確定している先行商標に基づいて、審理の結論を十分に確定できる場合には、審理を中止してはならない。

2、中止の事由。本規準では、「明らかに中止すべきとする」七つの事由、具体的な事件の内容に応じて「中止することができる」事由について規定している。「中止すべきとする」事由のうち、五つは拒絶査定不服審判、異議決定不服審判、無効審判の事件に広く適用されている。これらはそれぞれ以下のとおりとなっている。

(一) 被告商標又は引用商標が、登録人の名義変更、権利譲渡の途中であり、かつ、名義変更及び権利譲渡によって、被告商標又は引用商標の権利の抵触が解消される場合。

(二) 引用商標の存続期間が経過し、存続期間更新登録手続又は更新登録手続の猶予期間にある場合。

(三) 引用商標が、商標権の抹消登録手続又は出願の取下げ手続中にある場合。

(四) 引用商標が取り消された、無効とされた、又は存続期間の経過後に登録更新の手

続がなされず、事件の審理において取り消しとなった、無効となった、又は商標権の抹消登録の日から一年を経過していない場合。なお、拒絶理由が「商標法」第五十条に該当しないものは、中止する必要はない。「商標審査及び審理基準」に基づき、引用商標が継続して3年以上使用されておらず取り消しとなった場合には、「基準」に従い実施する。

(五) 引用商標に係る事件の結論がすでに出ており、その効力の発生待ちの段階にある、又は効力の発生した判決が執行され、さらなる裁定待ちの段階にある。

異議決定不服審判、無効審判事件のみに適用される事由のうち一つが、現行の「商標法」第三十五条第四款、第四十五条第三款の規定と一致する。つまり、

(六) 関連する他人の商標権・先使用权は、裁判所が現在審理中である、又は行政機関が現在処理中である別の事件の結果に基づくものでなければならない。

拒絶査定不服審判のみに適用される事由の一つとは、つまり、

(七) 関連する引用商標の権利状態は、裁判所が現在審理中である、又は行政機関が現在処理中である別の事件の結果に基づくものでなければならず、かつ、請求人が審理の中止を明確に請求している場合。

ここで、「正当な権利者に利する」との趣旨を最大限達成するため、引用商標に係る事件の請求がなされた日時、請求の主体は区別しないこととする。しかし、拒絶査定不服審判事件の請求人は、中止に係る引用商標の登録番号、手続の段階、本事件との関係などの具体的な状況について明確に説明する必要があり、かつ、中止の可否については上述した「必須の原則」を満たすこととする。

「中止することができる」事由には三つあり、それぞれ次のとおりである。

(八) 拒絶査定不服審判事件に係る引用商標について、すでに無効審判の請求がなされており、かつ、引用商標権者が、その他の事件において「商標法」第四条、第十九条第四款、第四十四条第一款等の「悪意による冒認出願」の事由を構成するものと認定されている場合は、審理を中止することができる。このような事由と、上述の事由（七）の違いは、「請求人によって中止の申請がなされること」を要件としていない点にあり、審査官は、具体的な事件の概要に応じて中止すべきか否かを自主的に決定することができる。こうすることで、悪意による冒認出願の存在により、正当な権利者が複数回にわたって商標出願をすることを効率よく低減でき、法的手続の完結などの課題を緩和することができる。

(九) 事件の概要が類似する、又は関連する事件の先の審決又は判決が下るのを待っている場合は、各案件の事情に応じて、審理を中止することができる。このような事由では、引用商標が必ずしも関係するわけではないため、「請求人によって中止の申請がなされること」を要件とはしない。しかしながら、行政による権利の付与・権利の確定の各手続、及び行政手続と司法手続の調和を図ること、審査・審理基準を統一すること、結論の矛盾によって引き起こされる手続の繰り返しを回避すること、当事者の負担を着実に低減することを目的とし、審査官は、具体的な事件の概要に応じて中止すべきか否かを自主的に決定することができる。

(十) その他の「審理を中止することができる事由」。法的手続が完結していない事由については、「必須」及び「正当な権利者に利する」ことを原則とし、上述の事由を参照しながら、審査官は、具体的な事件の概要に応じて中止すべきか否かを自主的に決定することができる。

三、中止の手続。本規準では、中止の申請にかかる期限、フロー、中止の事由が解消した後の審理の再開について必要となる条件を明確に規定している。正当な権利者の利益を確保しつつも、効率、公平性、商標の登録に関する秩序の安定性に配慮し、事件についての審理中止を請求するにあたり、審査官は、所定の期限内に請求を行わなければならない。拒絶査定不服審判の請求人は、遅くとも拒絶査定不服審判を請求した日から起算して三か月の証拠資料の補充期間内に、商標の権利化を阻んでいる引用商標を排除するために講じた措置について、書面で説明しなければならない。

上述の事由（七）において、拒絶査定不服審判事件の請求人に対し、審理の中止を明確に請求することを求めている場合は、拒絶査定不服審判の請求の理由と併せて請求してもよく、審理の中止の請求では、それに関連する引用商標の登録番号、手続の段階、本事件との関係など具体的な状況を説明すること。審理の中止の取り下げは、原則として、中止を請求したものが行う。引用商標の権利状態が確定したら、請求人は、それに関する証拠資料を提出すること。審査官は、請求人が補充した証拠を受け取り、中止の事由が解消されたことを確認したのちに、審理を再開する。

上記の各中止の事由が解消されたら、審査官は、審判時の事実を照らして審理を行い、所定の期限に則して事件の審理を終結する。

今後における商標審判事件の審理では、「審判事件の中止事由に関する規準」の各内容を厳格に遂行していく。そのうえで、審理の実際の状況に応じて規準の内容を補完していき、権利の帰属の特定によって紛争の解決を図るという行政手続の役割を果たし、行政資源の最適化と司法資源の配分を着実に進行。それにより、正当な権利者に対する商標権の付与と商標権の確定に係る行政手続の負担や、訴訟に係る負担を低減する。民の呼びかけに応え、民意に寄り添い具体的に業務を遂行し、商標にまつわる業務をよりハイレベルで発展させていく。

出所：国家知識産権局商標局ウェブサイト

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/ssbj_gzdt/202306/t20230613_27700.html

※「審判事件の中止事由に関する規準」自体は、外部公開されていない。

※本資料は、ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。